

大阪府都市整備部におけるＩＣＴ活用工事実施方針

令和８年９月１日

大阪府都市整備部

１．目的

建設現場においてＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る i-Construction の取り組みが国土交通省により推進されている。大阪府都市整備部においても、ＩＣＴの活用を図るため、以下のとおり起工測量から検査までの一連の施工プロセスにおいて３次元データを活用する「ＩＣＴ活用工事」の推進に取り組むものとする。

２．ＩＣＴ活用工事の概要

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの各段階において、以下に示すＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。

なお、施工プロセスは、現場条件等により一部のプロセスのみを選択して実施することも可能とする。ただし、「③ＩＣＴ建設機械による施工」のみを選択する場合を除く施工プロセス①②④⑤のうち、⑤は必ず選択し、更に①②④のうち複数を選択するものとする。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

３．ＩＣＴ活用工事の対象工事

都市整備部（住宅建築局を除く。）が発注する工事のうち、原則として下記工種を含む土木工事を対象とする。

（１）対象工種

ＩＣＴ活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

- １）土工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ土工」という。）
 - ・道路土工、河川土工、海岸土工、砂防土工
- ２）作業土工（床掘工）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ作業土工（床掘工）」という。）
 - ・作業土工（床掘）を含む工種
- ３）法面工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ法面工」という。）
 - ・植生工、吹付工、吹付法枠工、落石雪害防止工
- ４）付帯構造物設置工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ付帯構造物設置工」という。）

- ・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工、側溝工、管渠工、暗渠工、縁石工、基礎工（護岸）、海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、護岸付属工、管路工（管路部）、プレキャストボックス工（特殊部）、ハンドホール工、防止柵工、防護柵工（防止柵工）、路側防護柵工（ガードレール）、路側防護柵工（カードケーブル）、ボックスビーム工（路側防護柵工）※ガードレール、道路付属物工、道路付属物工（視線誘導標、距離標）、大型標識工（標識基礎工）、大型標識工（標識柱工）、小型標識工、標識工（小型標識工）、付属物設置工（道路付属物工）、付属物復旧工（路側防護柵工）※ガードレール、付属物復旧工（路側防護柵工）※ガードケーブル、集水柵工、集水柵・マンホール工（集水柵工）、集水柵（街渠柵）・マンホール工（集水柵工）、場所打水路工、排水構造物工（集水柵工）
- 5）擁壁工（当該工種のICT活用工事を「ICT擁壁工」という。）
 - ・擁壁工
- 6）地盤改良工（当該工種のICT活用工事を「ICT地盤改良工」という。）
 - ・路床安定処理工、表層安定処理工、固結工（中層混合処理、スラリー攪拌工、バーチカルドレーン工（ペーパードレーン工）、サンドコンパクション工
- 7）基礎工（当該工種のICT活用工事を「ICT基礎工」という。）
 - ・矢板工、既製杭工、場所打杭工
- 8）河川浚渫（当該工種のICT活用工事を「ICT河川浚渫」という。）
 - ・浚渫工
- 9）舗装工（当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工」という。）
 - ・舗装工、付帯道路工
- 10）舗装工（修繕工）（当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工（修繕工）」という。）
 - ・切削オーバーレイ工、路面切削工
- 11）構造物工（橋梁上部）（当該工種のICT活用工事を「ICT構造物工（橋梁上部）」という。）
 - ・鋼橋上部、コンクリート橋上部
- 12）構造物工（橋脚・橋台）（当該工種のICT活用工事を「ICT構造物工（橋脚・橋台）」という。）
 - ・橋台工、RC橋脚工
- 13）コンクリート堰堤工（当該工種のICT活用工事を「ICTコンクリート堰堤工」という。）
 - ・コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、水叩き工

(2) 対象外

単価契約工事、応急工事等は対象外とする。ただし、受注者の自主的な施工を妨げるものではない。

4. ICT活用工事の発注方式及び経費の計上

ICT活用工事の発注は、下記の(1)～(2)によるものとするが、工事内容及びICT施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

(1) 発注者指定型

発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合、特記仕様書等によりICT活用工事の対象であることを明示し、積算基準に基づき必要な経費を計上して発注する。

積算については、土木工事標準積算基準書、建設工事積算基準(大阪府都市整備部)、及び「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省)」に記載の積算要領によるものとする。

また、当初契約に「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」が計上されていないが、契約後の協議により実施した場合はこれにかかる経費を積算基準に基づき設計変更で計上するものとする。

(2) 施工者希望型

発注者指定型以外の対象工事においては従来積算により発注し、契約後に受注者からの協議によりICT活用工事を実施する場合、実績に応じて積算基準に基づき必要な経費を設計変更で計上する。

5. 工事成績評価における措置

ICT活用工事を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫項目で加点評価するものとする。ただし、ICT活用工事を採用しない工事の成績評価については、本項目での加点対象とせず、併せて以下の方針で減点を行うものとする。

(1) 発注者指定型

ICT活用工事が実施されなかった場合は、ICT活用工事に必要な経費を減額した上で、契約違反として工事成績評価から措置の内容に応じて減点する。ただし、ICT機器やICT建設機械が手配できない場合や、ICT建設機械により施工できない場合がある等、受注者の責によらない場合はこの限りではない。

(2) 施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりICT活用工事を予定をしていたが、実施されなかった場合においても、工事成績評価における減点は行わない。

6. ICT活用工事における施工管理、監督・検査の対応

ICT活用工事を実施するにあたって、対応する各種施工管理要領、監督検査要領等により、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。